

犯罪被害者支援条例の 意義とその活用

元中野区 犯罪被害者相談支援員

元東京都人権部 被害者等支援専門員

保健師・精神保健福祉士 辻内 衣子



赤い羽根福祉基金 特別プログラム
「被害者やその家族等への支援活動助成」

犯罪被害者等基本法 前文

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

⑨被害者等：犯罪等により害を被った者及びその遺族

犯罪被害者についての条例

▶ 犯罪被害者等基本法に定められた自治体の責務

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

▶ 第4次犯罪被害者等基本計画における位置づけ

5つの重点課題の中の「④ 支援等のための体制整備への取組」で地方自治体の相談体制の強化を位置付けている

被害者等の権利を守るという自治体の責務を果たすためには、条例の制定が必要

犯罪被害等基本法 【基本的施策】

- (相談及び情報の提供等)
- (損害賠償の請求についての援助等)
- (給付金の支給に係る制度の充実等)
- (保健医療サービス及び福祉サービスの提供)
- (安全の確保)
- (居住の安定)
- (雇用の安定)
- (刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)
- (保護、捜査、公判等の過程における配慮等)
- (国民の理解の増進)
- (調査研究の推進等)
- (民間の団体に対する援助)
- (意見の反映及び透明性の確保)

生活全般にわたる項目について定められているが、
具体的な支援策は少ない

条例制定の現状

【犯罪被害の特化条例の制定自治体数】

2011年

都道府県 4 政令市 1 市町村 80

2023年

都道府県 46 / 47

政令市 13 / 20

市町村 606 / 1,721

ほぼすべての都道府県
政令市の65%
市町村の35%
に条例ができています。

令和5年版犯罪被害者白書より 2023年4月1日現在

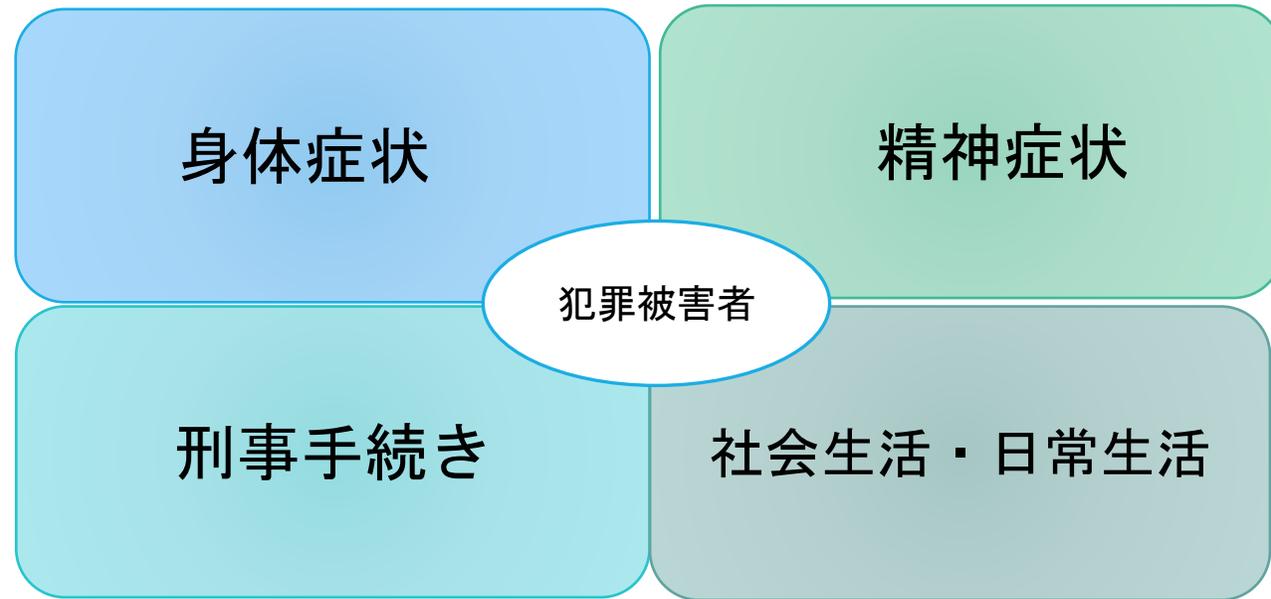
条例の意義と利点

- 自治体の仕事として認知され、その時々状況に左右されない体制構築が可能となる。
- 条例制定を契機に、地域の被害者の声を聴き何が必要か考えることができる。
- 議会で取り上げられることにより、被害者支援について関心が高まり、広報の機会となる。
- 条例制定を契機に予算の獲得がしやすい。

条例があるとどんな支援が
可能になりますか

～東京都と中野区の場合～

犯罪被害者に起こって くる様々な問題



中野区における支援

- 平成20年
(2008) 犯罪被害者等相談窓口を設置 専任の相談
支援員を配置
職員研修（被害者の話）
学校でのお話し会（被害者の話）
犯罪被害者週間行事（講演会等の開催）
- 平成23年
(2011) 日常生活緊急サポート事業開始
社会福祉協議会「有償ボランティア」に
登録された方の中で
希望する方に研修を実施。
区の予算でホームヘルプを提供
※研修を継続実施、犯罪被害に理解のある
区民として重要
- 令和2年
(2020) 「中野区犯罪被害者等支援条例」施行
各種支援制度開始

犯罪被害にあうと、

命を奪われる、身体を傷つけられる
財産を取られるなどの
直接的被害ではありません。

被害後に生ずる身体と精神的な不調、
捜査や裁判での負担、
周囲の人のうわさや心ない言葉、
報道による被害などに
苦しめられることがあります。

中野区の支援

区では平成20年から専門の相談窓口を設けて、
相談や情報提供を行うとともに、犯罪被害に理解の
ある協力員を養成し、ご自宅へ派遣して家事援助
などを行ってきました。

令和2年度からは、中野区犯罪被害者等支援条例
を制定し、支援内容を充実しています。

犯罪被害者への支援を通じて、区では区民のみな
さんが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を
めざします。

まずはお電話ください

中野区犯罪被害者等相談支援窓口

電話 03-3228-5713

[受付時間] 月～金 8:30～17:00
(祝休日・年末年始を除く)

● FAX・電子メールでのご相談もお受けします
FAX 03-3228-5662
Eメール: hanzaihighashien@city.tokyo-nakano.lg.jp

相談窓口でお手伝いできること

- 犯罪被害等により生じた不安や問題などのお話を伺い、
必要な情報を提供しながら支援していきます。
- おひとりで不安な場合、裁判所や病院などに行きま
す。
- 区役所での必要な手続きについて、ご案内します。
- 状況やご要望に応じて、関係機関へお繋ぎします。

より詳しい内容は中野区ホームページで
ご覧いただけます

中野区 犯罪被害者支援



<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/401500/d001838.html>

中野区健康福祉部福祉推進課地域福祉推進係
〒164-8501 中野区中野4-8-1
電話03-3228-5713 FAX03-3228-5662

犯罪被害にあわれた方へ 支援のご案内

ひとりで悩まず
ご相談ください



中野区

中野区犯罪被害者等支援条例に基づきこんな支援が始まりました

経済的支援

犯罪被害にあわれた方に支援金を支給します。

- 遺族支援金30万円
- 遺族子育て支援金
>> 18歳以下の子ども一人につき30万円
- 重傷病支援金10万円



[対象者] 犯罪被害（死亡、重傷病）にあわれた区民及びその遺族

弁護士費用の助成

刑事裁判に被害者参加する場合の弁護士費用を助成します。また、法テラスの「民事法律扶助」の制度を使って、民事裁判等を行う場合の、弁護士費用を助成します。

- 上限20万円まで



[対象者] 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族（区民）

日常生活支援

■ 家事援助、育児・介護援助、外出援助

犯罪被害により家事や介護が困難になった被害者のご自宅に、家事等を援助する協力を無料で派遣します。（中野区社会福祉協議会のほほえみサービスの協力員の中で、一定の研修を受けた、犯罪被害に理解のある協力員に依頼します）

- 時間数 >> 合計60時間まで

[対象者] 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族・家族（区民）

■ 配食サービス

犯罪被害により家事が困難になった被害者のご自宅に弁当を配達します。

- 1日2回を上限に配達
>> 被害発生後30日まで



[対象者] 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族・家族（区民）

相談支援等

■ 精神的被害への支援

精神的な被害の回復のために受けたカウンセリング費用を助成します。

- 1回のカウンセリングに対し上限5,000円を助成 >> 助成回数10回まで

[対象者] 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族（区民）

■ 法律問題への支援

犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士による相談の費用を助成します。

- 1回の法律相談に対し上限5,000円を助成
>> 助成回数3回まで

[対象者] 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族（区民）

居住支援

犯罪被害により今までの住居に居住することが困難となった場合に、転居等の費用を助成します。

- ホテルの宿泊代、ウィークリーマンションの賃料、転居のための費用 >> 合計20万円まで

[対象者] 犯罪被害（死亡、重傷病、性被害）にあわれた区民及びその遺族（区民）

- これらの支援は中野区犯罪被害者等支援条例が施行された日（令和2年4月1日）以降に発生した犯罪被害を対象とします。なお、申請にはそれぞれ期限があります。
- 重傷病とは 犯罪被害による怪我や病気のために治療に1ヶ月以上を要すると医師が認めたものです。
- 区民とは中野区に住民登録のある方及びそれに類する方です。

その他、支援事業ごとに必要な要件がありますので詳細については犯罪被害者等相談窓口までお問い合わせください





犯罪などの被害に遭うと、からだやこころを傷つけられるだけでなく、捜査や裁判のこと、お金のことなど、さまざまな問題を抱え、いつもどおりの生活をおくることが難しくなってしまうことがあります。

自分や家族だけで抱えないで、 ご相談ください

このリーフレットは、犯罪等による被害に遭われた方が、必要な支援を受けられるよう、東京都の相談窓口や支援策をご案内するものです。

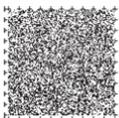
東京都の相談窓口にご相談いただき、一定の要件に当てはまる場合は、リーフレットに記載された見舞金給付などの支援を受けることができます。

詳しくは、裏面をご覧ください。

その他の主な事業

- ・被害者等支援専門員による支援
- ・「Tokyo 被害者支援ノート」の配布
- ・被害者の方々の置かれている状況の理解促進
(犯罪被害者週間行事、啓発動画など)

東京都の犯罪被害者等支援事業についてはホームページでもご覧いただけます



東京都 犯罪被害 検索



<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/hanzai/jigyou/index.html>

まずはお電話ください

相談無料です



犯罪被害者等の支援を専門とする相談員が、様々な不安や問題などの相談を受け付けます。その後、必要に応じて、面接相談（要予約）や各種支援を行います。

【犯罪被害全般に関する相談窓口】

犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口

受付時間 月・木・金 9:30～17:30 ※祝日、年末年始を除く
火・水 9:30～19:00

相談電話 ☎ 03-3222-9050
☎ 042-506-1042 (多摩支所)

東京都と公益社団法人被害者支援都民センター（東京都公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体）が設置する相談窓口です。



【性犯罪・性暴力専用の相談窓口】

東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ 支援センター（性暴力救済ダイヤルNaNa）

受付時間 24時間365日
相談電話 全国共通フリーダイヤル

☎ #8891 または
☎ 0120-8891-77 (NTTから)
上記電話につながらない場合は、以下に直接おかけください。

性暴力救済ダイヤルNaNa ☎ 03-5577-3899
子供・保護者専用性被害相談ホットライン
☎ 0120-333-891 (無料・東京都内から発信するとき)
☎ 03-6811-0850 (有料・東京都外から発信するとき)

東京都と特定非営利活動法人性暴力救済センター・東京（SARC 東京）が設置する相談窓口です。



LINE相談 性被害相談窓口

受付時間 月・水・金・土 16:00～21:00 (受付～20:30)
※祝日・年末年始を除く
アカウント 「相談ほっとLINE@東京」



このリーフレットに関する問合せ先 登録番号(5)87
東京都総務局人権部人権施策推進課 ☎03-5388-2589



東京都による犯罪被害者等支援事業のご案内

犯罪等による 被害に遭われた方へ

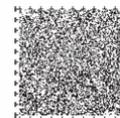


ひとりで悩まないで、ご相談ください
被害から回復するためのお手伝いをします

東京都の取組

東京都は、犯罪被害に遭われた方とそのご家族・ご遺族の方への支援の取組を、社会全体でより一層進めていくため、令和2年3月に「東京都犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

犯罪等により受けた被害を回復又は軽減し、安心して暮らすことができるよう、区市町村や民間団体等と連携し、さまざまな支援を実施しています。



令和6年3月版

東京都による犯罪被害者等への主な支援事業

それぞれ必要な要件があります。詳しくは各相談窓口にお問合せください。申請には、被害届などにより被害に遭った事実を確認できることが必要です。

① 見舞金の支給

犯罪被害に遭った方などに見舞金を支給します。

- 遺族見舞金 30万円
- 重傷病見舞金 10万円

主な要件

- ・殺人、傷害などの犯罪(過失を除く)により被害を受けた方の遺族、重傷病となった都民
- ・重傷病の場合、医療機関における治療に1か月以上かつ入院3日以上を要したこと
- ・犯罪発生の日から1年以内に東京都に申出があること



② 転居費用の助成 ※引っ越し業者などへの支払い後に申請できます。

犯罪被害により今までの住居に住むことが困難となった場合に、転居等の費用を助成します。

- 転居等の実費のうち最大20万円まで

主な要件

- ・殺人、傷害、性犯罪などの犯罪により被害を受けた都民、同居していた遺族
- ・自宅や自宅付近で被害を受け、自宅に住み続けることが困難になったこと
- ・犯罪発生の日から1年以内に東京都に申出があること



③ 無料法律相談

犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士が直接電話に対応し、その後、必要に応じて面接による相談ができます。

- 面接相談 最大1時間30分まで無料

主な要件

- ・犯罪被害を受けた都民やその親族
- ・都内で発生した犯罪による被害を受けた都内在勤または在学の方やその親族
- ・令和2年4月1日以降に発生した犯罪被害であること



④ 被害者参加制度における弁護士費用の助成 ※弁護士への支払い後に申請できます。

刑事裁判において被害者参加制度を利用する場合に、弁護士費用(着手金)を助成します。

- 弁護士費用(着手金)のうち最大10万円まで

主な要件

- ・都内で発生した犯罪(過失を除く)による被害を受けた都民やその親族で、被害者参加制度の許可を受けている方(被害者参加人のための国選弁護制度に該当せず、東京都が定める資力要件を満たしていること)
- ・令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害であること



※性犯罪・性暴力による被害を受けた方は、これらの支援事業のほか、医療費・カウンセリング費用助成など別の支援を受けられる場合があります。詳しくは、東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(性暴力救援ダイヤルNaNa)までご相談ください。

犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口(被害者支援都民センター)

- 受付時間 月・木・金 9:30~17:30
火・水 9:30~19:00
※祝日、年末年始を除く
- 相談電話 ☎ 03-3222-9050
☎ 042-506-1042(多摩支所)

弁護士会 犯罪被害者支援センター までご連絡ください

- 受付時間 月~金 11:00~16:00
※祝日、年末年始を除く
- 相談電話 ☎ 03-3581-6666

<https://www.horitsu-sodan.jp/sodan/hanzai.html>

※詳しくは、法律相談センター(犯罪被害に関する相談)のご案内ページをご覧ください。



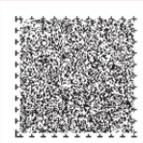
東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が共同で設置する電話相談窓口です。弁護士が直接対応し、まずは電話相談(30分程度)を行います。その後、必要に応じて面接相談を受けることができます。いずれも無料。

※制度内容に関することは 東京都 総務局 被害者支援連携担当

☎ 03-5388-2589

までご連絡ください

その他にも相談支援を行っています ※詳しくはご相談ください。各相談窓口については裏面をご覧ください。



相談・情報提供

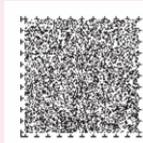
犯罪被害による様々な不安や問題などの電話相談に応じるほか、必要に応じて面接による相談(予約制)も行います。

精神的被害への支援

犯罪被害により受けた精神的被害からの回復のため、精神科医や心理師によるカウンセリングを行います。

捜査・裁判等への付添い

事情聴取、裁判への参加・傍聴などにより、裁判所、検察庁、病院、警察署などに行くとき、相談員による付添いを行います。



条例があれば、支援は十分でしょうか？

条例を制定することが目的でなく、その条例を使っていかに被害者を支援できるか。

もし条例で定めた支援策が使えない場合も支援が必要ないわけではありません。

条例がないと被害者支援はできないのでしょうか？

条例がなくても
できる支援はたくさんあります。

自治体には日常生活を支える支援があります

保険医療、生活保護、戸籍住民、子ども家庭支援センター、
教育委員会、保健所、保健福祉センター、消費生活センター、
男女共同参画センター など

犯罪被害に遭われた方も
利用できる制度、サービス

被害者と制度をつなぐ役割

被害後の大変な状況の中で、制度について問い合わせ、申請までやるのは被害者にとって大きな負担

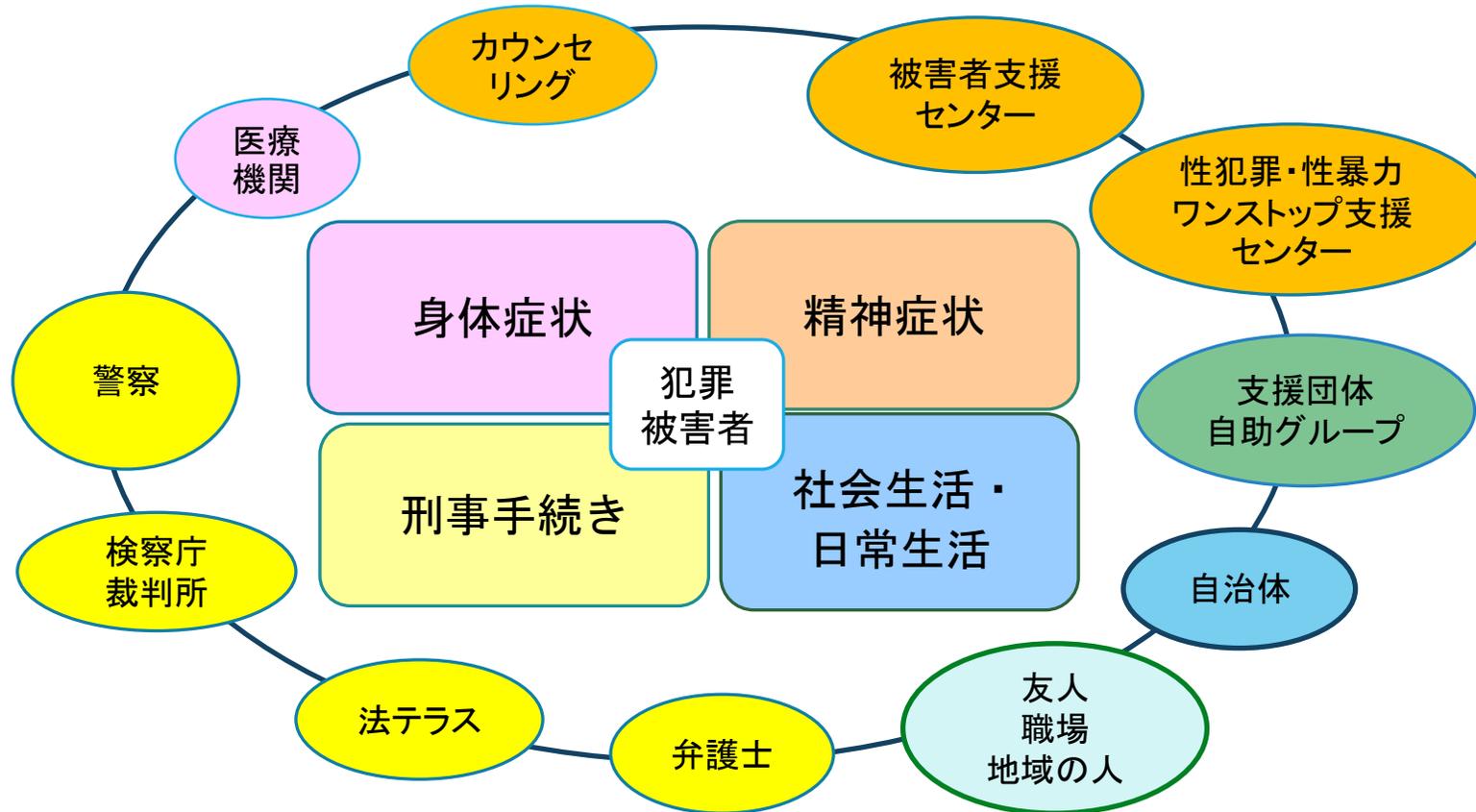
そこを支援できる総合的対応窓口の役割が重要
これは条例がなくてもできること

被害者支援において、 基礎自治体はとても重要な役割を 持っている

- ①住民に最も近い窓口である
- ②各種手続きの窓口であるとともに、サービスの申請、提供場所でもある
- ③自治体職員は住民福祉を使命としている
- ④外部から信用されやすい

犯罪被害者の条例での支援策と自治体の制度やサービスを組み合わせた支援ができることが大切

犯罪被害者に必要な支援



様々な支援や機関が繋がることが重要

参考資料

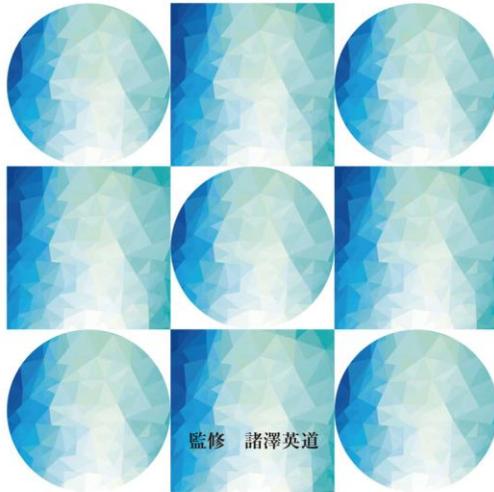
[被害者が創る条例研究会 \(xn--v8jygt25g5mai4jt5rdjtgr4a4qen5p19w.com\)](http://xn--v8jygt25g5mai4jt5rdjtgr4a4qen5p19w.com)

すべてのまちに被害者条例を「第7版」

すべてのまちに被害者条例を

[第7版]

被害者が創る条例研究会



被害者が創る条例研究会



最後に

全ての自治体に条例ができ、被害者等が「被害にあって大変だったけれど、いろいろなところで助けてもらえた。」と思える世の中を目指しませんか。

